

「税務システム等標準化検討会（第6回）」

議事概要

日時：令和4年8月25日（木）16:30～18:00

場所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

【構成員】

庄司 昌彦	武蔵大学社会学部 教授
室川 究吾	東京都 主税局税制部 システム管理課長
清水 健次	浜松市 財務部 税務総務課長
岡田 茂樹	神戸市 行財政局 税務部 税制企画課長
海老名賢一	前橋市 未来創造部 情報政策課 副主幹（岡田 寿史 情報政策課長の代理出席）
大久保 実	三鷹市 市民部 市民税課長
大竹 芳弘	三条市 総務部 情報管理課 課長補佐
塩沢 健一	飯田市 総務部 税務課長
深澤 安伸	富士市 総務部 デジタル推進課長
山本 敦志	豊橋市 財務部 市民税課長
本山 政志	埼玉県町村会 情報システム共同化推進室長
西川 亨	全国知事会 調査第一部長
山本 靖博	全国市長会 財政部長
中村 賢	地方税共同機構 審議役兼事務局長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会 企画部担当部長
前田みゆき	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
三木 浩平	総務省 デジタル統括アドバイザー
山口 最文	総務省 自治税務局 企画課長
中野 祐介	総務省 自治税務局 都道府県税課長
植田 昌也	総務省 自治税務局 市町村税課長
市川 靖之	総務省 自治税務局 固定資産税課長
村上 浩世	総務省 自治税務局 企画課電子化推進室長
天利 和紀	総務省 自治税務局 都道府県税課自動車税制企画室長

【欠席者】

竹村亜希子	南国市 情報政策課長
小野寺則博	全国町村会 財政部長

【準構成員】

日名子大輔	株式会社 RKKCS 企画開発本部 企画部長
佐藤 豊	北日本コンピューターサービス株式会社 滞納業務開発部 第2課長 (藤原 康洋 東日本営業部 関東第2営業課長の代理出席)

早田 浩史 Gcom ホールディングス株式会社 第2製品開発部長
徳留 隆洋 株式会社シンク 東京支店 東日本営業課
亀井 勢 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 税務情報システムグループ課長
佐藤 誠 株式会社電算 開発本部 ソリューション2部次長
家田 拓郎 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 シニアプロフェッショナル
箕田 孝文 株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 第一開発本部 本部主管
賀川 健太郎 富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部 住民情報ソリューション事業部
第三ソリューション部長

その他オブザーバー等

【議事次第】

1. 税務システム標準仕様書【第2.0版】(案)について
 - ・全国意見照会版からの変更概要
 - ・税務システム標準仕様書【第2.0版】(案)
2. 共通機能の標準仕様書及び横並び調整方針について
3. その他

【意見交換(概要)】

1. 税務システム標準仕様書【第2.0版】(案)について
 - 固定資産税システムについて、土地評価及び家屋評価に係る機能は標準化対象外とされているものの、現行システムでは固定資産税システムに土地評価及び家屋評価に係る機能が実装されている。標準化に伴い土地評価及び家屋評価に係る機能を切り離す必要があるか。(三条市)
 - 標準準拠システム以外のシステム(独自施策システム等)のうち、当該標準準拠システムを利用する地方団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるもの(以下、「連携対象システム」という。)の機能が標準準拠システムに実装されている場合であっても、必ず切り離さなければならないわけではないため、地方団体に判断していただきたい。(総務省)
 - 標準準拠システムと連携対象システムは、原理原則論で言うと切り離さなければならないのではないか。デジタル庁が策定するデータ要件・連携要件に独自施策システム等連携仕様というのがあり、独自部分は疎結合で切り出すこととなっている。また、データ要件・連携要件にある独自施策システム等連携仕様には、当分の間、経過措置として密結合でもよいとなっているが、「当分の間」はどの程度の期間なのか。税務システムにおいては「当分の間」は5年程度を想定とのことだが、いつから5年程度という認識か。(APPLIC)
 - 税務システムにおいては、令和8年度の標準準拠システムが実装されてから5年を想定しており、そこから起算すると令和12年度末までと考えている。(総務省)
 - 原理原則論では、連携対象システムは、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合で開発していただく必要がある。しかし、開発期間が短期間である等の課題もあることから、標準準拠システムと連携対象システムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、その最も適切なあり方を事業者と地方公共団体で協議していくことを前提に、当分の間、経過措置として、パッケージの提供事

業者の責任において標準準拠システムと連携対象システムとの連携を行うことを可能としている。

(デジタル庁)

→ 当分の間の経過措置について、パッケージの提供事業者は、連携対象システムを標準準拠システムと同一のパッケージとして提供し続けることは不可という認識で良いか。(APPLIC)

→ ご認識のとおりである。技術の進展や標準化の取り組みが進展していったタイミングで、本来あるべきシステムの姿を追求していくつもりである。具体的にいつからいつまでかは想定していない。(デジタル庁)

- 資料3「009002_1-3_FAQ」の30番に記載されている引き抜き番号について、委託先で記載することは許容されていると理解しているが、個人住民税の特別徴収税額通知など、自治体が引き抜き番号を付さなければならないと考えているものについては対応可能か。(三条市)

→ 引き抜き番号についてはレイアウトの枠外で記載して対応いただくことは可能である。また、附番する主体は自治体のシステムか委託先の印刷業者かどうかはこだわらない。(総務省)

- 過年度処理に係るデータ移行の対象期間についてはどのような想定か。(三条市)

→ 標準仕様書上で統一的な期間は定義していない。(総務省)

2. 共通機能の標準仕様書及び横並び調整方針について

- 標準仕様書間の横並び調整方針について、標準オプション機能のうち自治体が必要と考えるものについては、仕様書作成の際にその旨を記載して良いものか。(前橋市)

→ 標準オプション機能が実装されないのではないかと懸念されている点は承知している。当庁と事業者で意見交換しており、事業者からは、自治体が希望する機能については実装する想定であると聞いている。各地方団体がシステム調達する際に、標準オプション機能が実装されているシステムを選んでいただければよい。ただし、標準仕様書については全国的に統一化することで、費用面等のメリットを享受できるものであるため、その点も考慮していただきたい。(デジタル庁)

3. その他

- 今後の主な検討課題について、森林環境税も検討課題であるが、特別徴収税額通知の電子化についても課題だと考えており、文字要件含め今後の課題についての考えを伺いたい。(NEC)

→ 森林環境税については政省令を策定中であり、内容が固まり次第、標準仕様書に反映させる想定である。特別徴収税額通知については直近の課題であり、事業者や納税者の声を聞きながら、総務省と地方税共同機構で準備を進めている。文字要件については、引き続き、デジタル庁と調整したいと考えている。事業者からご意見等あれば事務局やデジタル庁に連絡いただきたい。(総務省)

以上